別紙

諮問第1121号

答 申

1 審査会の結論

「『損害賠償請求事件についてする控訴事件における訴訟代理人への着手金の支払について』に係る支出原議」外1件を一部開示とした決定のうち、訴訟代理人の手書きに係る部分は開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都知事が平成29年12月4日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2)審査請求の理由

本件審査請求の理由は、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、原告 の氏名を除いて全て開示するとの決定を求める、というのが本件審査請求の趣旨で ある。

また、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(イ)審査請求の理由について述べれば、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示部分は、原告の氏名を除いて、いずれも条例 7 条のいずれの号にも該当しないか、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該

当する。

不開示部分は、原告の氏名を除いて、いずれも条例9条に該当する。

イ 反論書における主張

(ア) 本案審議前に

東京都は、FAX による反論書の提出を認めていないという。しかし、国の情報公開・個人情報保護審査会は、FAX による提出も認めており、東京都も同様に認めるべきである。このように解釈することこそが、条例前文、1条、3条及び条例全体の精神にも合致するものと言うべきである。

(イ) 文書の特定

- a 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。慣例に従って、再度の探索をすべきである。
- b 実施機関と、弁護士や弁護士事務所との弁護士費用の金額についての交渉中の 金額等に関する文書、他の審級における弁護士費用に関する文書が一切特定され ていない。
- c したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(ウ) 非開示部分の非開示事由非該当性

a 事件番号、判決言渡日、裁判所支部名称、裁判官名、書記官名、被控訴人住所 及び氏名並びに被控訴人代表者代表理事氏名は、いずれも、裁判所において何人 も閲覧することができるものであるから、条例7条2号ただし書イに該当すると ともに、6号には該当しない。

そもそも、裁判所支部名は、個人識別情報ではない。

上記のとおり、不開示事由に該当しない情報を開示したとしても、今後の税務

調査に協力が得られなくなるおそれがあるとは言えないため、6号には該当しない。

また、事件は個人ではない。

- b 損害賠償額、概算損害賠償額、訴訟物の価格、貼用印紙の額及び遅延損害金は、 現に、裁判所において何人も閲覧することができるものであるにもかかわらず、 処分庁の表明するおそれは現実のものとはなっておらず、原告の所有する不動産 の価値を算出することは難しく、そもそもその価値自体が争われた裁判であるか ら、到底、原告の所有する不動産の価値を開示したのと同様の効果を発生させる とは言えない。そもそも、本件では、同納税者は、都に訴訟を起こしている以上、 都との信頼関係はすでに破綻しているが、税務調査に協力が得られていない現状 はない。よって、6号には該当しない。
- c 代表者理事の氏名は、登記情報として何人も法務局で閲覧・謄写ができる情報 であることから、2号ただし書イに該当する。
- d 住民訴訟に関する裁判情報は、東京都民の財産を保護するため、公にすること が必要であると認められる情報として、条例7条2号ただし書口及び同条3号た だし書全てに該当する。
- e 印影や口座情報であっても、一般的な領収書や商業広告等に掲載される類のも のであれば、行政国賠訴訟の被告行政庁側の弁護士という点に鑑みても、これを 不開示とする理由はないというべきである。
- f 弁護士の手書きの文字は、署名であろうとなかろうと、明らかに4号には該当 しない。一般に、情報公開で、その氏名が開示になっている場合の署名は、手書 きであっても、開示になるものである。
- g 裁判官、書記官の氏名は、国立印刷局発行の職員録に氏名が掲載されているため、ただし書イに該当する。

h 処分の理由付記に不備があるため、当然に取り消すべきである。

ウ 意見書における主張

(ア) 本案審議前に

理由説明書においては、事実経過については、審査請求人が反論書を提出していることから、その記載がなく、不備があると言わざるを得ない。

また、理由説明書の写しの送付及び意見書の提出依頼について(通知)においては、意見書の提出がない場合には、審査請求書のみを審査請求人の意見とする旨の記載があるが、当然のことながら、審査請求人が反論書を提出している以上、審査請求書だけではなく、反論書についても、審査請求人の意見とすべきである。

(イ) 新たな意見について

- a 審査請求書及び反論書記載の理由を援用する他は、以下のとおりである。
- b 一般に、判例データベースや判例解説等では、裁判所名や裁判官名、請求金額等が公になっている。それでもなお、それらデータベースや書籍・雑誌等は、処分庁の表明するおそれを惹起していない。したがって、損害賠償額、概算損害賠償額、訴訟物の価格、貼用印紙の額及び遅延損害金については、開示すべきである。
- c 訴訟代理人の手書きの文字、署名については、他の東京都職員の手書きの文字、署名の場合は、4号による不開示とはなっていないにもかかわらず、訴訟代理人のものについてのみ4号に該当するということはできない。仮に当該情報が4号に該当するならば、他の東京都職員のものについても4号に該当するということになるが、他の東京都職員のものが開示になっていても、処分庁の表明するおそれは現実のものとはなっていない。したがって、開示すべきである。

(ウ) 理由記載の不備

裁判所支部名称、裁判官名、書記官名について、削除訂正するのであれば、理由

記載に不備があり、原処分は、取り消すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、以下のとおりである。

(1) 文書の特定について

開示請求に係る公文書は別紙1のとおりであり、実施機関が保有する文書の中で対象となる文書は、「損害賠償請求事件についてする控訴事件における訴訟代理人への着手金の支払について」(28 主資計第 419 号)に係る支出原議及び支払命令書のみであることを確認した。

(2) 非開示部分の個別的検討について

本件請求文書については一部開示と決定している。その理由は次のとおりである。

ア 事件番号、判決言渡日、被控訴人住所及び氏名について

これらの情報は、訴訟事件を特定し、又は組み合わせることで訴訟事件の特定がなされる可能性が高い情報である。このため、これらの情報を公にすると、訴訟事件が具体的に特定され、裁判所において、本件損害賠償請求事件の訴訟記録の閲覧を請求することが可能になる。

被控訴人(一審原告)が個人である場合には、被控訴人住所及び氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、非開示情報に該当する。また、事件番号及び判決言渡日は、公にすると訴訟記録の閲覧が可能となり、特定の個人を識別することができることと認められる(条例7条2号該当)。

民事訴訟法(平成8年法律第109号)91条1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定し、訴訟の当事者ではない第三者にも訴訟記録の閲覧を認めている。しかし、この訴訟記録の閲覧に当たっては、閲覧を希望する訴訟事件を具体的に特定することが事実上要請されており、広く一般の者に裁判所が、無条件に訴訟記録の閲覧を認めているものではない。

被控訴人(一審原告)が法人である場合には、条例7条3号に該当するものとして、 以下のとおり非開示理由を追加する。被控訴人が法人である場合には、訴訟記録には、 法人の名称や住所だけでなく、被控訴人の所有する不動産の所在地、登録価格、税額、 構造等の情報が記載されている。これらの被控訴人の所有財産に係る情報は、被控訴 人である当該法人の内部管理情報というべきものであって、法人が本来の事業活動を 行う上で、広く一般に公にしている情報とは認められない。

以上により、被控訴人が法人である場合には、対象公文書に記載された事件番号、 判決言渡日、被控訴人住所及び氏名は、公にすることにより、当該法人の内部情報と もいうべき所有財産に係る情報が明らかになるなど、法人の競争上又は事業運営上の 地位その他社会的な地位が損なわれるものと認められる(条例7条3号該当)。

さらに、訴訟記録に記載された被控訴人の所有する不動産の所在地、登録価格、税額、構造等の情報は、固定資産税の課税のため、地方税法(昭和25年法律第226号)353条に規定する質問調査権を行使するなどの方法により、納税者から収集した税務情報でもある。税務調査により収集した秘匿性の高い情報を公にすることは、納税者の税務行政に対する信頼を損ない、税務調査において任意の協力を得られなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがあると認められる。このため、事件番号、判決言渡日、被控訴人住所及び氏名は、公にすることにより、都民の賦課徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる(条例7条6号該当)。

なお、裁判所支部名称、裁判官名及び書記官名については、当該公文書には記載がなく、非開示情報に該当しないため、削除して訂正する。

イ 損害賠償額、概算損害賠償額、訴訟物の価格、貼付印紙の額及び遅延損害金につい て

審査請求人は、これらの情報について、裁判所において何人も閲覧することができるものであるため、裁判記録を閲覧した場合は、当該公文書を開示したと同様の効果があると主張している。確かに、民事訴訟法 91 条 1 項で、訴訟の当事者ではない第三者も訴訟記録の閲覧を請求することが認められている。しかし、訴訟記録の閲覧に当たっては、訴訟事件の事件番号や当事者名により、閲覧を希望する訴訟事件を具体的に特定することが事実上要請されており、広く一般の者に裁判所が、無条件に訴訟記録の閲覧を認めているものではない。

さらに、これらの情報は、公にすることで、被控訴人が所有する不動産の課税標準

額及び税額を算出することが可能となり得る。不動産の課税標準額は、固定資産税の 課税のため、地方税法 353 条に規定する質問調査権を行使するなどの方法により、納 税者から収集した税務情報でもある。税務調査により収集した秘匿性の高い情報を公 にすることは、納税者の税務行政に対する信頼を損ない、税務調査において任意の協 力を得られなくなるなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障を来たすおそれが あると認められる(条例7条6号該当)。

ウ 代表者理事の氏名について

代表者理事の氏名は法人登記に登録される役員に関する事項でもあり、法人の名称 及び住所等が開示されるのであれば、合わせて開示すべきものではある。

しかし、法人の名称及び住所は、上記アのとおり、条例7条3号及び6号に該当し、 非開示とすべきものとしている。

また、この代表者理事の氏名は、公表すると、インターネットの訴訟情報等、他の情報を組み合わせることで、当該法人を特定する可能性があり、結果として、訴訟事件の特定につながり得る情報でもある。したがって、条例7条3号及び6号に該当し、非開示とすべきものである。

エ 住民訴訟に関する裁判情報について

対象公文書に含まれる事件は、住民訴訟ではなく、損害賠償請求事件である。した がって、当該主張については、否認する。

オ 訴訟代理人の印影及び手書きの文字について

これらの情報を公にすることにより、署名の筆跡及び印影が偽造される等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあると認められる(条例7条4号該当)。 弁護士は通常、職務上作成した自己名義の文書には当該弁護士が真正に作成したことの証として、職、氏名を表示した上、弁護士職印を押印する。こうして作成される文書は、裁判所へ提出する訴状、準備書面、依頼者の代理人として締結する契約書等、いずれも社会的に重要な事項に関わるものであるが、作成名義が法律の専門家である弁護士であることから、高い信頼性が寄せられるものである。この署名や職印を公にすることは、これらの重要な書類が偽造される等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を 容易にするおそれがあると認められる。

カ 訴訟代理人口座情報について

口座情報は、訴訟代理人の内部管理に属する情報であり、一般的な領収書や商業広告等に掲載されるものとは言えず、公にすることにより、訴訟代理人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる(条例7条3号該当)。

4 審査会の判断

(1)審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成30年 2月 1日	諮問
平成30年11月12日	実施機関から理由説明書収受
平成30年11月23日	審査請求人から意見書収受
令和 元年11月22日	新規概要説明(第204回第二部会)
令和 元年12月23日	審議(第205回第二部会)
令和 2年 1月24日	審議(第206回第二部会)
令和 2年 2月21日	審議(第207回第二部会)
令和 2年 7月17日	審議(第208回第二部会)

(2)審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件開示請求、本件対象公文書及び本件非開示部分について

本件審査請求に係る開示請求は、別表1に掲げる本件開示請求であり、実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる文書を対象公文書として特定し(以下「本件対象公文書1及び2」という。)、同表に掲げる本件非開示情報1から10までについて、本件対象公文書1についてはそれぞれ条例7条2号、4号及び6号に該当することを理由として、また、本件対象公文書2についてはそれぞれ条例7条2号、3号、4号及び6号に該当することを理由として、一部開示とする決定を行った(以下「本件一部開示決定」という。)。

都が訴訟当事者となる訴訟に関する事務は、原則として、総務局総務部法務課が所管しているところであるが、訴訟事件の処理を適正かつ迅速に進めるため特に必要があると認めるものについては、当該事件に関する事務を所管する部署において、当該訴訟事件の処理を弁護士に依頼し、これに対し着手金の支出を行っている。

本件対象公文書は、訴訟事件の処理を依頼した弁護士に対する着手金の支出を執行するために実施機関が作成したものであり、このうち本件対象公文書1は起案文書、支払内訳、承諾書、課税事業者届出書、訴訟代理人の選任に係る起案文書から構成され、本件対象公文書2は支出命令書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼予算差引確認書その他から構成されている。

イ 本件審査請求における審議事項について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、当該一部開示決定 処分を取り消し、さらに本件開示請求に係る文書を特定した上で、原告の氏名を除い て本件対象公文書の全てを開示すべきである旨主張している。

そこで、審査会は、本件審査請求に係る対象公文書の特定の妥当性、並びに、本件審査請求の対象となっていない原告の氏名を除き、上記アで示した本件非開示部分の非開示情報該当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報(第8号及び第9号に関する情報並びに 事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することがで きるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができること となるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定し ている。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれか

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、 刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が 認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければなら

ない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは 地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることによ り、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお それがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件開示請求に係る対象公文書の特定について

事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、実施機関における事務事業に関する訴訟について、事件の処理を適正かつ迅速に行うため、税務の分野に精通した弁護士に依頼する必要があることから、当該訴訟事件の処理を当該実施機関から弁護士に依頼し、その承諾を得て、着手金を支払っており、弁護士に依頼した事案は本件対象公文書に係るものが全てであるとのことである。

審査会においてこれら対象公文書を見分したところ、訴訟代理人の選任に係る依頼 状及び承諾書、着手金の支出に係る起案文書、支払金額、支出先、支出科目及び支払 方法について、当該対象公文書の開示された部分をもって確認できることから、本件 開示請求に対し、本件対象公文書1及び2を対象公文書として特定したことは、妥当 であると認められる。

オ 本件非開示部分の非開示情報該当性について

(ア) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1を審査会が見分したところ、支払先弁護士の印影が記載されて おり、その内容から、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序 の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があ る情報であることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2を審査会が見分したところ、支払先弁護士の氏名が手書きで記 されていることが確認される。

これについて審査請求人は審査請求書等において、弁護士の手書き文字は署名で あろうと4号に該当しない旨主張する。これに対し実施機関は、職務遂行に高い信 頼性を寄せられる署名の筆跡が偽造される等のおそれがあると説明する。

これについて審査会が検討するに、訴訟代理人の選任に係る承諾書や支払に係る 請求書等に関し、弁護士印の押印があれば、受任弁護士の記名がなされている場合 に加えて、弁護士自身の手書きによる署名かどうかを問わず、弁護士の氏名が手書 きで記載されている場合であっても当該書面を受領することとしている実施機関の 実務を踏まえると、当該書面については弁護士自身の手書きによる署名を要する文 書とはいえない。したがって、本件対象公文書1及び2のうち承諾書、課税事業者 届出書及び請求書に記載された訴訟代理人である弁護士に関する手書きによる氏名 を公にすることとしても、直ちに訴訟代理人自身の署名を開示することにはならず、 条例7条4号には該当しないことから、開示すべきである。

(ウ) 本件非開示情報3、7及び8について

本件非開示情報3、7及び8を審査会が見分したところ、本件非開示情報3には 被控訴人の名称が、本件非開示情報7には被控訴人の住所が、本件非開示情報8に は被控訴人の代表者の名称が、それぞれ記載されていることが確認できる。

本件対象公文書に係る事案が課税事務に関する損害賠償請求事件であり、その主張内容が当該訴訟当事者の課税に関する事項に及ぶものであることを勘案すると、当該非開示情報を公にすることとなると、訴訟を提起している納税者の名称及び住所が明らかとなることに伴い、課税主体など課税に関する情報が明らかになることを懸念して、訴えによる紛争の解決を納税者が躊躇したり、実施機関による税務調査等への納税者の協力が消極的になるなど、今後の課税徴収事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には相当の合理性があると言える。

したがって、本件非開示情報3、7及び8については条例7条6号に該当し、同 条2号及び3号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ)本件非開示情報4について

本件非開示情報 4 を審査会が見分したところ、事案に係る訴訟事件の事件番号が 記載されていることが確認できる。

裁判所が受け付けた事件に係る事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、当該事件が係属する裁判所名が判明している場合、その事件番号が判明すれば、当該事件を特定することが可能となる。事件の審理の過程では、様々な態様

で個人の関与が予定され、その内容が訴訟記録に記載されることから、事件番号は、 その識別を行うための番号として、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有 する情報であるというべきであり、一般に個人に関する情報に該当する。

そして、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができ(民事訴訟法91条1項)、これらの情報から特定される訴訟記録を閲覧することにより、何人も、特定の個人を識別することができることとなる。したがって、事件番号は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当すると認められる。

次に同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書及び反論書において、訴訟記録は裁判所において何人も閲覧することができる旨主張するが、同法91条の規定の趣旨に照らせば、同条1項に基づく記録の閲覧請求は、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であり、当該事件の事件番号が不明の場合、訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について同法91条1項に基づき閲覧請求することが可能であるとしても、そのことを根拠として、事件番号それ自体が法令の規定により公にされているということはできない。

また、審査請求人は、事件番号等は判例データベース等により公になっている旨 主張するが、当該データベース等に掲載される判決は全国の裁判所の判決のうちの ごく一部のものが選別されて登載されるものであり、これをもって事件番号が慣行 として公にされているということはできない。

以上により、本件非開示情報4は条例7条2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書口及びハにも該当しないことから、同条3号及び6号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報5について

本件非開示情報5を審査会が見分したところ、原審の判決が言い渡された日が記載されており、公にすることとなると、本件対象公文書に係る訴訟(以下「本件訴訟」という。)が特定されることにより、本件訴訟の関係者の氏名等の個人情報が

明らかになるものと解され、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例7条2号本文に該当する。

そこで、条例7条2号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は審査請求書等において、当該非開示情報は裁判所において閲覧することができ、条例7条2号ただし書イに該当する旨主張するが、当該非開示情報を非開示とする理由は、他の情報と照合することにより識別される本件訴訟に関係する特定の個人の権利利益の保護にあるのであって、判決言渡日に係るものではないことから、審査請求人の主張は採用し難い。

よって、当該非開示情報は同条同号ただし書イに該当せず、また、その内容及び 性質から同号ただし書口及びハにも該当しないことから、同条3号及び6号該当性 について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報6及び9について

本件非開示情報6及び9を審査会が見分したところ、本件非開示情報6には損害 賠償額及び概算損害賠償額が、本件非開示情報9には訴訟物の価格、貼用印紙の額、 予納郵券の額、遅延損害金に関する各年度における元本及び合計額が、それぞれ記載されていることが確認できる。

本件対象公文書に係る事案が課税事務に関する損害賠償請求事件であり、その主 張内容が当該訴訟当事者の課税に関する事項に及ばざるを得ないものであることを 勘案すると、当該非開示情報を公にすることとなると、上記(ウ)で検討したとお り、今後の課税徴収事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする 実施機関の説明には相当の合理性があると言える。

したがって、本件非開示情報 6 及び 9 については条例 7 条 6 号に該当し、非開示 が妥当である。

(キ) 本件非開示情報10について

本件非開示情報10を審査会が見分したところ、振込先として金融機関名、支店名、金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人が記載されていることが確認できる。当該非開示部分は、着手金の支出の対象となった支払先弁護士が使用する金融機関の口座に関する情報で、当該事業者に係る内部管理情報であっ

て、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれる と認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号た だし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これら はいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容

東京都・東京都知事が当事者となった住民訴訟、情報公開訴訟(個人情報開示請求に係る訴訟も含む)、国家賠償請求訴訟における弁護士費用がわかる文書一切。

別表2 本件対象公文書、非開示とした部分及びその理由

(本件対象公文書1)

「損害賠償請求事件についてする控訴事件における訴訟代理人への着手金の支払について」(28 主資計第 419 号)

(構成) 起案用紙、支払内訳、承諾書、課税事業者届出書、訴訟代理人の選任に係る起 案文書

訴訟代理人署名	<本件非開示情報2>	7条4号該当
印影	<本件非開示情報1>	
被控訴人	<本件非開示情報3>	7条2号及び6号該当
事件番号	<本件非開示情報4>	
課税事業者届出書		
訴訟代理人署名	<本件非開示情報2>	7条4号該当
印影 訴訟代理人の選任に	<本件非開示情報1> 	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	工保る起案文書(「損害賠償ま 工(被控訴人(一審原告)○○	
訴訟代理人の選任に	上係る起案文書(「損害賠償 記	
訴訟代理人の選任に 士)の選任について 被控訴人 事件番号	正係る起案文書(「損害賠償記 「(被控訴人(一審原告)○○ <本件非開示情報3>	O)
訴訟代理人の選任に 士)の選任について 被控訴人 事件番号	正係る起案文書(「損害賠償語 正(被控訴人(一審原告)○○ 《本件非開示情報3》 《本件非開示情報4》 《本件非開示情報5》	○) 7条2号及び6号該当
訴訟代理人の選任に 士)の選任について 被控訴人 事件番号 判決言渡日	正係る起案文書(「損害賠償語 正(被控訴人(一審原告)○○ 《本件非開示情報3》 《本件非開示情報4》 《本件非開示情報5》	7条2号及び6号該当7条2号及び6号該当
訴訟代理人の選任に 士)の選任について 被控訴人 事件番号 判決言渡日	正係る起案文書(「損害賠償記 「(被控訴人(一審原告)○(<本件非開示情報3> <本件非開示情報4> <本件非開示情報5>	7条2号及び6号該当7条2号及び6号該当

被控訴人住所	<本件非開示情報7>	
被控訴人代表者代表理事		
	<本件非開示情報8>	
判決言渡日	<本件非開示情報5>	7条2号及び6号該当
裁判所支部名称		
※理由説明書にて非開示部分として削除		
裁判官名及び書記官名		
※理由説明書にて	て非開示部分として削除	
訴訟物の価格、貼付	付印紙の額、予納郵券及び	条例7条6号該当
遅延損害金	<本件非開示情報9>	

(本件対象公文書2)

「損害賠償請求事件についてする控訴事件における訴訟代理人への着手金の支払について」に係る支出命令書

(構成)支出命令書、請求書、支払金口座振替依頼書、支出命令兼予算差引確認書、 複式仕訳確認書、振替収支命令書、所得税登録確認書

支出命令書、支出命令兼予算差引確認書						
訴訟代理人の口座情報	B<本件非開示情報 10>	7条3号該当				
請求書						
原告	<本件非開示情報3>	7条2号及び6号該当				
事件番号	<本件非開示情報4>					
訴訟代理人署名	<本件非開示情報2>	7条4号該当				
印影	<本件非開示情報1>					
支払金口座振替依頼書(口座情報払用)						
訴訟代理人署名	<本件非開示情報2>	7条4号該当				
印影	<本件非開示情報1>					
訴訟代理人の口座情報<本件非開示情報 10>		7条3号該当				